

# 一般財団法人山形市水道サービスセンター定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人山形市水道サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 サービスセンターは、主たる事務所を山形県山形市南石関57番地の2に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 サービスセンターは、上下水道事業の健全な運営を推進するため、上下水道事業の広報啓発及び上下水道事業の適性かつ合理的な維持管理に資する事業を行い、公衆衛生の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 サービスセンターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 上下水道事業に係る展示物の管理、印刷物配布及び街頭キャンペーン等による普及宣伝等に関する事業
- (2) 給水装置及び排水設備の維持管理等の診断及び相談等に関する事業
- (3) 給水装置設備の漏水等の調査及び相談等に関する事業
- (4) 配水設備の維持管理等の診断及び漏水等の調査に関する事業
- (5) 給水装置及び排水設備工事の設計、申請受付、審査及び検査に関する事業
- (6) 上下水道の使用開始、中止及び変更等の受付、電算処理等に関する事業
- (7) 上下水道料金及び使用料の算定に係る水道メーター等の定例検針及び精算検針及び検針データ等管理業務に関する事業
- (8) 上下水道料金及び使用料の徴収及び滞納整理等業務に関する事業
- (9) 水道メーターの管理及び取替等に関する事業
- (10) 給水装置設備の技術管理上の調査研究に関する事業
- (11) 小規模貯水槽水道の管理状態等の実態調査及び簡易水質検査に関する事業
- (12) 上下水道技術者等の資質及び施工技術の向上に関する各種講習会の開催による教育研修等に関する事業
- (13) その他サービスセンターの目的を達成するために必要な事業

### 第3章 資産及び会計

#### (基本財産)

第5条 サービスセンターの目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、このサービスセンターの基本財産とする。

2 基本財産は、サービスセンターの目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部又は全部を処分又は除外若しくは担保に供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

3 前項の評議員会の承認は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

#### (財産の管理及び運用)

第6条 サービスセンターの基本財産及びその他の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。ただし、その用途又は管理を指定して寄附された財産については、その指示に従わなければならない。

#### (事業年度)

第7条 サービスセンターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第8条 サービスセンターの事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

#### (事業報告及び決算)

第9条 サービスセンターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会へ提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前各号の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金)

第10条 サービスセンターは、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 サービスセンターが資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

2 前項の評議員会の承認は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

3 サービスセンターが重要な財産の処分又は譲受けの場合にあっても、前項と同様の手続きを経なければならない。

(会計の原則)

第12条 サービスセンターの会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第13条 サービスセンターに、評議員3人以上6人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)(以下、「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員は、サービスセンターの理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の

3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるもの  
にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利  
用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置  
法第4条第1.5号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立さ  
れ、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会  
の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の  
満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、  
新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第16条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準  
については、評議員会の決議を経て別に定める。

## 第5章 評議員会

（構成）

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

（1）理事及び監事の選任又は解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産の処分又は除外若しくは担保に提供する場合の承認
- (7) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受けの承認
- (8) 残余財産の処分
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項。

(開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があったときは、理事長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 理事長は、評議員会の日日の 7 日前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 21 条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第 22 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出した議事録署名人2名が議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第26条 サービスセンターに、次の役員等を置く。

(1) 理事3人以上6人以内

(2) 監事2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 代表理事及び業務執行理事以外の理事のうち2人以内を副理事長として置くことができる。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において選定する。

3 監事は、サービスセンターの理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、サービスセンターの業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、サービスセンターを代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、サービスセンターの業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、サービスセンターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 前項に規定にする場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 7 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- 8 理事がサービスセンターの目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってサービスセンターに著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめさせることを請求することができる。
- 9 その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事長、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て別に定める。

(取引の制限)

第33条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のためにサービスセンターの事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が、自己又は第三者のためにサービスセンターと取引をしようとするとき。
- (3) サービスセンターが理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、サービスセンターと当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第34条 サービスセンターは、理事、監事及び評議員の一般法人法第198条において準用する同法111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第35条 サービスセンターに、顧問若干人を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

- 3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第7章 理事会

### (構成)

第36条 サービスセンターに理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第37条 理事会は、法令及びこの定款で定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) サービスセンターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) 副理事長、常務理事の選定及び解職
- (5) 評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定
- (6) 規則及び規程等の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) サービスセンターの業務の適正を確保するための体制の整備
- (6) 第34条の規定に基づく役員等の責任の免除

### (開催)

第38条 定例理事会は、毎年定期に、年2回（3月及び5月）に開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
- (4) 第29条第5号の規定により、監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき又は同条第6号の規定により監事が理事会を招集するとき。

(招集)

第 39 条 理事会は、前条第 2 項第 3 号の規定により理事が招集する場合又は同第 4 号後段の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び監事に対して、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

5 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 42 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることはできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときを除く。

(報告の省略)

第 43 条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、一般法人法第 197 条において準用する同法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 理事会に出席した理事及び監事は、議事録に署名又は記名押印しなければならない。

## 第 8 章 委員会

(委員会)

第 45 条 理事長は、サービスセンターの事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。
- 3 委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散等

### (定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会の決議によって、変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

### (解散)

第47条 サービスセンターは、基本財産の滅失によるサービスセンターの目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (残余財産の帰属)

第48条 サービスセンターが清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、サービスセンターと類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

### (公告の方法)

第49条 サービスセンターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 事務局

### (事務局)

第50条 サービスセンターの事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記の日を行ったときは、

第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。

最初の代表理事 芳賀賢二

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

最初の評議員 大沼功  
吉田安伸  
宗片孝  
佐藤恒  
秋山しのぶ  
下河辺久美子

5 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

別表 基本財産

(第5条関係)

財産種別	場所・物量等
定期預金 (株式会社 山形銀行山形市役所支店・口座番号 0000000000)	3,000,000 円

一般財団法人山形市水道サービスセンター

役員名簿

役職名	氏名
理事長	芳賀賢二
副理事長	武田良一
副理事長	鹿野淳一
常務理事	山口恒夫
理事	白田真人
理事	丹野仁敬
監事	高橋成治
監事	東海林恵一

評議員名簿

役職名	氏名
評議員	大沼功
評議員	吉田安伸
評議員	鈴木秀晴
評議員	齋藤秀雄
評議員	秋山しのぶ
評議員	下河辺久美子

平成27年5月20日

## 事業報告及び決算報告概要

平成26年度から新たに策定しました「基本計画」の基本方針「安全・安心で信頼されるサービスの充実をめざして」を目標に掲げ、事業を実施しました。継続事業として、給水装置定期診断等業務及び宅地内漏水調査等業務を行ない、お客さまに信頼される給水サービスの提供に努めました。また、収益事業として、山形市上下水道部より委託を受け、給水収益の基本となる営業等業務、水道メーター検針業務、水道メーター取替等業務を行ないました。正式に委託を受け3年目になります給水装置工事審査補助業務は順調に遂行しました。

しかし、上下水道工事申請のための給水装置及び排水設備等の図面作成業務におきましては、平成26年4月から実施された消費税増税を見越して駆け込み需要の反動が予想以上に長引き、図面作成件数の減少となりました。

平成26年度も、職員の資質向上のためサービスセンターで企画した研修会を実施するとともに、外部研修等にも積極的に参加するなど職員の育成に努めました。

次に資金収支ベースでの収支状況ですが、事業活動収入は、図面作成収入が予定した収入より少なく272,507,917円の収入で、前年度より収入減となりました。事業活動支出は、事業費の経費削減に努めた結果265,514,652円で、事業活動収支差額は6,993,265円となりました。当期収支差額としては、事業活動収支差額に投資活動収支差額及び財務活動収支差額等を加えて算定することにより、収支差額は3,686,506円の収支差益を計上することになり、次期繰越収支差額は40,602,479円となりました。今後とも効率的な事業経営により、財務の健全化を図るとともに、サービスセンター「基本計画」に掲げる施策を積極的に取り組み、お客さまに信頼される給水サービスの向上に努めてまいります。

## 1. 継続事業（公益目的事業）

### 1.1 【給水装置定期診断等業務】

#### (1) 定期診断業務

前年に引き続き、平成22年度から平成31年度間の年次計画に従い各戸を巡回のうえ給水装置の点検を実施し、漏水の早期発見及び蛇口パッキン等の簡易修繕や維持管理に関する助言・指導に努めました。

#### (2) パンフレット配布業務

上下水道を利用するうえで日常起こりがちなトラブルを図解し、漏水の見分け方やその対処法を記したパンフレットを診断訪問先へ配布しました。

表1 定期診断及びパンフレット配布実績（単位：件）

		合 計
26年度	定期診断件数	11,107
	パンフレット配布件数	10,206
25年度	定期診断件数	11,678
	パンフレット配布件数	10,798

### 1.2 【宅地内漏水調査等業務】

#### (1) 宅地内漏水調査業務

メーターパイロットが回る場合や水量が急増した場合など、漏水疑いのある給水装置について現地調査を実施し、漏水の有無を判別しながら漏水箇所の特定に努めました。

#### (2) 給水装置調査業務

給水装置の突然の不具合など、お客さまから寄せられた様々な緊急対処を要するトラブルについて、早急に現地へ出向き調査・助言を行いました。

表2 宅地内漏水調査及び給水装置調査実績（単位：件）

		合 計
26年度	宅地内漏水調査件数	1,359
	給水装置調査件数	129
	合 計	1,488
25年度	宅地内漏水調査件数	1,345
	給水装置調査件数	132
	合 計	1,477

## 2. その他事業（収益事業）

### 2.1 【営業等業務】

#### (1) 精算検針業務

転居によるお客さまの水道の使用中止を主として、メーター指針確認及びバルブ等操作作業を正確かつ迅速に行い、冬期間のみ中止するお客さまに対し凍結破裂防止に水抜き操作方法の説明をするなど、お客さまサービスの向上に努めました。

また、現地精算、市内公園及び山形市立小中学校プールの開閉栓業務を実施しました。

表3 精算検針実績（単位：件）

		合 計
26年度実施件数		11,903
25年度実施件数		11,907

## (2) 受付等業務

開栓中止受付の他、異常水量や料金の相談等の様々な問合せに的確な対応を実施しました。また、職員の接遇研修受講で学んだことを早速実践し、これまで以上のきめ細やかな対応を心掛けお客さまの信頼に応えるよう努めました。

表4 受付実績 (単位：件)

		合 計
26 年 度	受 付 件 数	34,587
	入 力 処 理 等 件 数	48,295
	漏 水 軽 減 処 理 件 数	767
	料 金 等 に 係 る 相 談 等 件 数	4,332
25 年 度	受 付 件 数	34,287
	入 力 処 理 等 件 数	52,124
	漏 水 軽 減 処 理 件 数	799
	料 金 等 に 係 る 相 談 等 件 数	5,255

### 2.2 【水道メーター検針業務】

水道料金の算定基礎となる水道メーター検針業務は、公正かつ正確性を基本に市民サービスの更なる向上に努めました。

また、異常水量発見や水道事業への理解と信頼性の強化に努めました。(検針員34名)

表5 検針件数実績 (単位：件)

	合 計
26年度検針件数	677,703
25年度検針件数	672,788

### 2.3 【水道メーター取替等業務】

7年で一巡する年次計画に従い、検定期間満了を迎える水道メーターを事前通知のうえ取り替えました。その他、メーター故障に伴う取替やメーターパッキンの不具合による漏水修繕等も併せて行いました。

表6 メーター取替等実績 (単位：件)

	合 計
26年度実施件数	15,106
25年度実施件数	15,000

### 2.4 【給水装置工事図面作成業務】

平成25年度の消費税増税前の駆け込み申請の反動により、平成26年度は作成件数の減少となりましたが、迅速な対応に努めました。

表7 給水装置工事図面等作成実績 (単位：件)

		合 計
26 年 度	給 水 装 置 工 事 図 面	1,860
	道 路 占 用 図 面	253
	合 計	2,113
25 年 度	給 水 装 置 工 事 図 面	2,531
	道 路 占 用 図 面	365
	合 計	2,896

## 2.5 【排水設備工事図面作成業務】

表8 排水設備工事図面作成実績 (単位：件)

		合 計
26 年 度	公 共 下 水 道 図 面	1,278
	農 業 集 落 排 水 図 面	111
	合 計	1,389
25 年 度	公 共 下 水 道 図 面	1,762
	農 業 集 落 排 水 図 面	68
	合 計	1,830

## 2.6 【給水装置工事審査補助業務】

上下水道部から受託3年目を迎え、申込件数は少なかったものの、給水装置工事申請に伴う相談や水理計算の確認など迅速に対応し審査補助業務を実施しました。

表9 給水装置工事審査補助実績 (単位：件)

	合 計
26年度工事申込件数	1,814
25年度工事申込件数	2,609

## 2.7 【井戸水等メーター検針業務】

下水道使用料金を算定するために、検針時の立入り条件など検針環境が厳しいなか正確な検針に加えお客様との対話を重視しながら検針に努めました。

表10 検針件数実績 (単位：件)

	合 計
26年度検針件数	4,051
25年度検針件数	4,050

## 3. その他

### 3.1 【基本計画の実施事業】

平成26年3月に策定した基本計画を基に、各係で実施計画を定め、基本方針に掲げた「安全・安心で信頼されるサービスの充実をめざして」を念頭に、事業内容を分析し、業務改善などに取り組みました。

### 3.2 【人材の育成事業】

全職員を対象に、外部講師による「分かりやすい伝え方」研修や各種研修を受講し、職員の資質向上を図りました。また、山形市上下水道部の「水道技術研修施設」を利用し漏水調査研修を行い技術継承に努めました。

### 3.3 【職員採用試験実施】

退職者の欠員補充のため、職員採用試験を実施しました。

- (1) 一次試験 平成26年10月26日(日) 受験者8名
- (2) 二次試験 平成26年11月26日(水) 受験者5名
- (3) 二次試験合格者 2名

# 貸借対照表

平成 27 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
現 金 ・ 預 金	38,563,831	38,206,081	357,750
未 収 入 金	17,103,358	16,661,800	441,558
流 動 資 産 合 計	55,667,189	54,867,881	799,308
2 固 定 資 産			
(1) 基 本 財 産			
指 定 基 本 財 産 定 期	3,000,000	3,000,000	0
基 本 財 産 合 計	3,000,000	3,000,000	0
(2) 特 定 資 産			
退 職 給 付 引 当 資 産	43,378,839	43,981,033	602,194
減 価 償 却 引 当 資 産	38,011,989	43,810,355	5,798,366
事 業 継 続 投 資 有 価 証 券	47,000,000	47,000,000	0
特 定 資 産 合 計	128,390,828	134,791,388	6,400,560
(3) そ の 他 固 定 資 産			
建 設 物 附 属 設 備	4,311,727	1,944,862	2,366,865
建 物 附 属 設 備	221,441	264,811	43,370
構 築 物 具 備 品	841,406	1,067,254	225,848
車 両 運 搬 具 備 品	350,094	700,186	350,092
什 器 備 品	1,253,752	871,585	382,167
リ ー ス 資 産	18,106,830	22,511,370	4,404,540
電 話 加 入 権	301,392	301,392	0
ソ フ ト ウ エ ア	5,245,082	945,368	4,299,714
出 資 金	300	300	0
投 資 有 価 証 券	2,540,803	2,573,473	32,670
リ サ イ ク ル 預 託 金	17,000	17,000	0
そ の 他 固 定 資 産 合 計	33,189,827	31,197,601	1,992,226
固 定 資 産 合 計	164,580,655	168,988,989	4,408,334
資 産 合 計	220,247,844	223,856,870	3,609,026
負 債 の 部			
1 流 動 負 債			
リ ー ス 債 務	5,378,940	5,551,980	173,040
未 払 金	14,913,634	10,105,225	4,808,409
預 り 金	79,076	27,683	51,393
未 払 法 人 税 等	72,000	7,819,000	7,747,000
流 動 負 債 合 計	20,443,650	23,503,888	3,060,238
2 固 定 負 債			
リ ー ス 債 務	12,727,890	16,972,830	4,244,940
退 職 給 付 引 当 金	52,294,630	46,626,970	5,667,660
固 定 負 債 合 計	65,022,520	63,599,800	1,422,720
負 債 合 計	85,466,170	87,103,688	1,637,518
正 味 財 産 の 部			
1 指 定 正 味 財 産			
出 捐 金	50,000,000	50,000,000	0
指 定 正 味 財 産 合 計	50,000,000	50,000,000	0
( 内 基 本 財 産 へ の 充 当 額 )	( 3,000,000 )	( 3,000,000 )	0
( 内 特 定 資 産 へ の 充 当 額 )	( 47,000,000 )	( 47,000,000 )	0
2 一 般 正 味 財 産	84,781,674	86,753,182	1,971,508
( 内 特 定 資 産 へ の 充 当 額 )	( 81,390,828 )	( 87,791,388 )	6,400,560
正 味 財 産 合 計	134,781,674	136,753,182	1,971,508
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	220,247,844	223,856,870	3,609,026

# 正味財産増減計算書

平成 26 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用利益	( 750)	( 750)	( 0)
基本財産受取利息	750	750	0
特定資産運用利益	( 177,321)	( 174,563)	( 2,758)
特定資産受取利息	177,321	174,563	2,758
事業収益	( 272,135,848)	( 276,112,881)	( 3,977,033)
給水装置函面作成収入	26,625,885	33,405,750	6,779,865
排水設備函面作成収入	18,892,890	24,148,950	5,256,060
給水装置定期診断収入	7,536,807	7,701,142	164,335
漏水調査収入	9,370,788	9,011,831	358,957
水道メータ検針収入	81,324,360	78,043,408	3,280,952
営業等収入	61,765,200	59,010,000	2,755,200
水道メータ取替収入	46,941,182	45,830,600	1,110,582
井戸水等検針収入	4,601,936	4,471,200	130,736
給水装置工事審査補助収入	15,076,800	14,490,000	586,800
雑収益	( 161,328)	( 155,671)	( 5,657)
預金利息収入	15,828	15,691	137
雑収入	145,500	139,980	5,520
経常収益計	272,475,247	276,443,865	3,968,618
(2) 経常費用			
事業経費	( 264,932,255)	( 251,056,751)	( 13,875,504)
給料・手当	126,136,869	123,423,629	2,713,240
退職給付費用	8,254,715	7,960,468	294,247
退職厚生年金	4,268,765	0	4,268,765
退職厚生年金掛金	20,859,777	19,868,399	991,378
退職金掛金	2,477,040	2,480,400	3,360
被服交通費	1,531,643	1,487,447	44,196
旅費	365,716	449,943	84,227
通信搬送費	1,265,330	1,350,844	85,514
減価償却費	8,049,633	7,803,134	246,499
消耗品費	162,496	292,500	130,004
消耗品費	3,323,785	3,160,608	163,177
材料費	1,833	0	1,833
修繕費	872,699	2,258,821	1,386,122
印刷費	247,320	161,175	86,145
燃料費	1,344,905	1,325,040	19,865
賃借料	9,572,794	9,214,558	358,236
共益費	2,011,676	1,801,835	209,841
手数料	835,253	886,305	51,052
保険料	1,416,340	1,131,790	284,550
研修費	130,475	480,158	349,683
業務委託料	60,352,935	58,322,113	2,030,822
公租	11,196,926	6,836,115	4,360,811
雑費	253,330	361,469	108,139
事業費計	264,932,255	251,056,751	13,875,504
管 理 費			
給料・手当	3,896,259	3,981,409	85,150
役員報酬	2,524,320	2,524,320	0
福利厚生費	733,588	710,788	22,800

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
退 職 金 掛 金	66,960	63,600	3,360
被 職 服 掛 費	14,641	18,629	3,988
退 職 給 付 費	223,161	204,167	18,994
旅 費 交 通 費	147,964	139,537	8,427
通 信 運 搬 費	88,980	97,715	8,735
減 価 償 却 費	168,731	157,150	11,581
消 耗 品 費	0	114,975	114,975
消 耗 品 費	68,648	65,989	2,659
修 繕 費	0	141,750	141,750
印 刷 製 本 費	101,520	101,850	330
燃 料 借 費	39,121	41,811	2,690
賃 借 益 数	1,841,253	1,808,731	32,522
共 益 数	92,490	90,092	2,398
手 研 修 委 託	138,657	131,977	6,680
業 務 委 託 料	218,343	58,904	159,439
負 担 金	1,293,840	1,257,900	35,940
会 議 費	107,340	104,000	3,340
交 際 費	697,949	543,649	154,300
公 租 公 課 費	156,477	150,980	5,497
雑 費	1,608,024	988,235	619,789
	240,155	202,144	38,011
管 理 費 計	14,468,421	13,700,302	768,119
経 常 費 用 計	279,400,676	264,757,053	14,643,623
評 価 損 益 等 調 整 前 当 期 経 常 増 減 額	6,925,429	11,686,812	18,612,241
評 価 損 益 等 計	0	0	0
当 期 経 常 増 減 額	6,925,429	11,686,812	18,612,241
2 経 常 外 増 減 の 部			
(1) 経 常 外 収 益			
そ の 他 経 常 外 収 益	( 5,069,074)	( 5,069,074)	( 0)
退 職 給 付 引 当 保 険 収 入	5,069,074	5,069,074	0
経 常 外 収 益 計	5,069,074	5,069,074	0
(2) 経 常 外 費 用			
経 常 外 費 用 計	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	5,069,074	5,069,074	0
税 引 前 当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	1,856,355	16,755,886	18,612,241
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	115,153	7,864,405	7,749,252
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	1,971,508	8,891,481	10,862,989
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	86,753,182	77,861,701	8,891,481
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	84,781,674	86,753,182	1,971,508
指 定 正 味 財 産 増 減 の 部			
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	0	0	0
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高	50,000,000	50,000,000	0
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高	50,000,000	50,000,000	0
正 味 財 産 期 末 残 高	134,781,674	136,753,182	1,971,508

正味財産増減計算書内訳表

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業等会計			その他会計	法人会計	合計
	給水装置 定期診断	宅地内 漏水調査	小計			
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
① 基本財産運用益	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 750 )	( 750 )
基本財産受取利息			0	0	750	750
② 特定資産運用益	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 177,321 )	( 177,321 )
特定資産受取利息			0	0	177,321	177,321
③ 事業収益	( 7,536,807 )	( 9,370,788 )	( 16,907,595 )	( 255,228,253 )	( 0 )	( 272,135,848 )
給水装置図面作成収入			0	26,625,885		26,625,885
排水設備図面作成収入			0	18,892,890		18,892,890
給水装置定期診断収入	7,536,807		7,536,807	0		7,536,807
漏水調査収入		9,370,788	9,370,788	0		9,370,788
水道メーター検針収入			0	81,324,360		81,324,360
受付等営業収入			0	61,765,200		61,765,200
水道メーター取替収入			0	46,941,182		46,941,182
井戸水等検針収入			0	4,601,936		4,601,936
給水装置工事審査補助収入				15,076,800		15,076,800
④ 雑収益	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 161,328 )	( 161,328 )
預金利息収入			0	0	15,828	15,828
雑収入			0	0	145,500	145,500
<b>経常収益計</b>	<b>7,536,807</b>	<b>9,370,788</b>	<b>16,907,595</b>	<b>255,228,253</b>	<b>339,399</b>	<b>272,475,247</b>
(2) 経常費用						
給料・手当	7,402,893	8,182,146	15,585,039	110,551,830	3,896,259	130,033,128
役員報酬	0	0	0	0	2,524,320	2,524,320
退職給付費用	580,218	669,482	1,249,700	7,005,015	223,161	8,477,876
退職金	292,150	337,096	629,246	3,639,519	0	4,268,765
福利厚生費	1,201,881	1,328,395	2,530,276	18,329,501	733,588	21,593,365
退職金掛金	174,109	200,904	375,013	2,102,027	66,960	2,544,000
被服費	51,158	56,544	107,702	1,423,941	14,641	1,546,284
旅費交通費	25,699	29,653	55,352	310,364	147,964	513,680
通信運搬費	65,464	75,310	140,774	1,124,556	88,980	1,354,310
減価償却費	69,884	72,491	142,375	7,907,258	168,731	8,218,364
消耗備品費	0	0	0	162,496	0	162,496
消耗品費	125,840	137,280	263,120	3,060,665	68,648	3,392,433
材料費	0	0	0	1,833	0	1,833
修繕費	57,112	57,112	114,224	758,475	0	872,699
印刷製本費	10,387	19,044	29,431	217,889	101,520	348,840
燃料費	138,223	138,223	276,446	1,068,459	39,121	1,384,026
賃借料	348,159	388,899	737,058	8,835,736	1,841,253	11,414,047
共益費	175,733	194,231	369,964	1,641,712	92,490	2,104,166
手数料	3,145	3,145	6,290	828,963	138,657	973,910
保険料	90,646	109,058	199,704	1,216,636	0	1,416,340
研修費	9,168	10,579	19,747	110,728	218,343	348,818
業務委託料	0	0	0	60,352,935	1,293,840	61,646,775
負担金	0	0	0	0	107,340	107,340
会議費	0	0	0	0	697,949	697,949
交際費	0	0	0	0	156,477	156,477
公租公課費	1,599,163	1,599,163	3,198,326	7,998,600	1,608,024	12,804,950
雑費	14,392	15,934	30,326	223,004	240,155	493,485
<b>経常費用計</b>	<b>12,435,424</b>	<b>13,624,689</b>	<b>26,060,113</b>	<b>238,872,142</b>	<b>14,468,421</b>	<b>279,400,676</b>
評価調整前当期経常増減額	△ 4,898,617	△ 4,253,901	△ 9,152,518	16,356,111	△ 14,129,022	△ 6,925,429
評価損益等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 4,898,617	△ 4,253,901	△ 9,152,518	16,356,111	△ 14,129,022	△ 6,925,429
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
① その他経常外収益						
退職給付引当保険収入	346,923	400,295	747,218	4,188,424	133,432	5,069,074
<b>経常外収益計</b>	<b>346,923</b>	<b>400,295</b>	<b>747,218</b>	<b>4,188,424</b>	<b>133,432</b>	<b>5,069,074</b>
(2) 経常外費用						
<b>経常外費用計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
当期経常外増減額	346,923	400,295	747,218	4,188,424	133,432	5,069,074
税引前当期一般正味財産増減額	△ 4,551,694	△ 3,853,606	△ 8,405,300	20,544,535	△ 13,995,590	△ 1,856,355
法人税、住民税及び事業税	9,000	9,000	18,000	45,000	52,153	115,153
当期一般正味財産増減額	△ 4,560,694	△ 3,862,606	△ 8,423,300	20,499,535	△ 14,047,743	△ 1,971,508
一般正味財産期首残高	△ 11,359,101	△ 12,614,203	△ 23,973,304	72,020,369	38,706,117	86,753,182
一般正味財産期末残高	△ 15,919,795	△ 16,476,809	△ 32,396,604	92,519,904	24,658,374	84,781,674
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	50,000,000	50,000,000
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	50,000,000	50,000,000
III 正味財産期末残高	△ 15,919,795	△ 16,476,809	△ 32,396,604	92,519,904	74,658,374	134,781,674

# 財務諸表に対する注記

## 1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況は存在しない。

## 2. 重要な会計方針

平成23年度より「公益法人会計基準」(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)を適用しております。

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については、償却原価法による定額法により計算しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降新規取得の建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

### (4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっております。

## 3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
指定基本財産定期	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
小計	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	43,981,033	6,476,787	7,078,981	43,378,839
減価償却引当資産	43,810,355	1,461,394	7,259,760	38,011,989
事業継続投資有価証券	47,000,000	0	0	47,000,000
小計	134,791,388	7,938,181	14,338,741	128,390,828
合計	137,791,388	10,938,181	17,338,741	131,390,828

#### 4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
指 定 基 本 財 産 定 期	3,000,000	( 3,000,000)		
小 計	3,000,000	( 3,000,000)	( 0)	( 0)
特定資産				
退 職 給 付 引 当 資 産	43,378,839		( 0)	( 43,378,839)
減 価 償 却 引 当 資 産	38,011,989		( 38,011,989)	
事 業 継 続 投 資 有 価 証 券	47,000,000	( 47,000,000)		
小 計	128,390,828	( 47,000,000)	( 38,011,989)	( 43,378,839)
合 計	131,390,828	( 50,000,000)	( 38,011,989)	( 43,378,839)

#### 5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物	18,137,682	13,825,955	4,311,727
建 物 附 属 設 備	4,427,268	4,205,827	221,441
構 築 物	7,604,272	6,762,866	841,406
車 両 運 搬 具	1,600,424	1,250,330	350,094
什 器 備 品	2,389,789	1,136,037	1,253,752
リ ー ス 資 産	61,405,704	43,298,874	18,106,830
ソ フ ト ウ エ ア	17,602,110	12,357,028	5,245,082
合 計	113,167,249	82,836,917	30,330,332

(注) 実施事業(定期診断事業及び漏水調査事業)資産額

当期末残高	建 物	243,307円
	建物附属設備	1,514円
	構 築 物	13,743円
	車両 運搬具	87,522円

#### 6. 引当金の明細

退職給付引当金の内訳は、次のとおりです。

期首残高	46,626,970円
当期増加額	8,477,876円
当期減少額	2,810,216円
(目的使用)	2,810,216円)
(その他)	0円)
期末残高	52,294,630円

# 平成 2 7 年 度 事 業 計 画

## 1 基 本 方 針

一般財団法人山形市水道サービスセンターは、多様化、高度化するお客さまの要望に柔軟かつ弾力的に対応しながら、次の事業を行ないます。

公益目的事業として、年次計画に基づき、お客さまの給水装置の点検等を行なう給水装置定期診断等業務、「水が出ない」などの生活に直結した緊急性の高い給水装置調査や検針時及びお客さま自ら発見された給水装置に係る漏水についての宅地内漏水調査等業務を実施します。

また、収益事業として山形市上下水道事業の料金収入の基本となる検針業務及びお客さまからの依頼により受付を行なう営業等業務、水道メーター取替等の維持管理業務を実施します。給水装置工事審査補助業務は、給水装置工事及び排水設備工事等の図面作成業務と審査補助業務の窓口の一元化で、上下水道事業の効率的な事業運営に寄与し、工事指定店の利便性の向上に努めます。

さらに、平成 2 5 年度に新たに策定した基本計画に基づき、年度実施計画を立案し、基本目標を着実に実行するとともに、社会情勢の変化に対応した組織及び事業の見直しをはじめ、今後の運営の効率化、活性化、経営基盤の強化等を図りながら安定した経営を目指します。また、サービスセンター独自にお客さまサービスの向上を図るため、一体的な受託事業の研究も進めてまいります。

以上のことを踏まえながら、山形市上下水道部及び山形市管工事協同組合とのより一層の連携を図り、お客さまの快適な暮らしを支え、信頼されるサービスの提供を行ないます。

## 2 事 業 計 画 の 概 要

### (1) 継続事業（公益目的事業）

業 務	業 務 内 容 及 び 業 務 量	
給水装置定期診断等業務	年次計画に基づく給水装置の定期診断及び給水装置設備の維持管理に関する啓発パンフレット配布	見込件数 10,800件
宅地内漏水調査等業務	お客さまからの依頼による宅地内漏水調査及び「水が出ない」「水圧が弱い」等のトラブルに対応する給水装置調査	見込件数 1,500件

(2) その他事業 (収益事業)

業 務	業 務 内 容 及 び 業 務 量	
営業等業務	精算検針業務 水道使用中止に伴う精算検針 及び水道料金の精算	見込件数 12,000件
	受付業務 1 水道使用中止、開始に伴 う受付 2 中止、開始に伴う電算入力 及び使用者変更入力等	見込件数 36,000件 見込件数 51,000件
	宅地内地下漏水等に伴う水道 料金減免処理	見込件数 1,000件
水道メーター検針 業務	水道メーターの検針及び中止 水道メーターの確認並び水道 料金の算定	見込件数 682,200件
水道メーター取替 等業務	検定期間満了予定の水道メー ター取替及び取替に係る事前 通知	見込件数 15,600件
給水装置図面作成 業務及び排水設備 図面作成業務	お客さまの依頼に基づく道路 占用申請及び上下水道工事申 請のキャドシステムによる図 面作成 1 給水装置図面作成 2 排水設備図面作成	見込件数 2,000件 見込件数 1,400件
給水装置工事審査 補助業務	給水装置工事申請に係る審査 及び相談	見込件数 2,000件
井戸水等メーター 検針業務	井戸水メーターの検針及び下 水道使用料金の算定	見込件数 4,000件

(3) その他実施事業

人材の育成事業

昨年に引き続き、全職員の講習会を企画するとともに、外部派遣研修に積極的に取り組み、常にコスト意識や問題意識を持った職員の育成に努める。また、水道サービスセンターが培ってきた技能や技術の継承に取り組む。

3 要 員 計 画

職員定数は、現在の20名とする。事務局長、嘱託職員及び臨時職員を含めた人数は、34名とする。

区 分	人 数
事 務 局 長	1 名
職 員	2 0 名
嘱 託 ・ 臨 時 職 員	1 3 名
計	3 4 名

# 平成27年度収支予算書

(損益ベース)

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位:円)

科 目	27年度予算額	26年度予算額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	( 1,000 )	( 1,000 )	( 0 )
基本財産受取利息	1,000	1,000	0
② 特定資産運用益	( 218,000 )	( 218,000 )	( 0 )
特定資産受取利息	218,000	218,000	0
③ 事業収益	( 279,740,000 )	( 275,300,000 )	( 4,440,000 )
給水装置図面作成収入	28,930,000	28,170,000	760,000
排水設備図面作成収入	19,420,000	20,790,000	△ 1,370,000
給水装置定期診断収入	7,310,000	7,470,000	△ 160,000
漏水調査収入	9,140,000	9,500,000	△ 360,000
水道メーター検針収入	82,510,000	81,260,000	1,250,000
営業等収入	62,470,000	61,760,000	710,000
水道メーター取替収入	50,000,000	46,640,000	3,360,000
井戸水等検針収入	4,600,000	4,590,000	10,000
給水装置工事審査業務収入	15,360,000	15,120,000	240,000
④ 雑収益	( 141,000 )	( 141,000 )	( 0 )
預金利息収入	5,000	5,000	0
雑収入	136,000	136,000	0
経常収益計	280,100,000	275,660,000	4,440,000
(2) 経常費用			
① 事業費	( 268,499,000 )	( 263,882,000 )	( 4,617,000 )
給料・手当	129,700,000	129,062,000	638,000
福利厚生費	21,768,000	21,013,000	755,000
退職金掛金	3,958,000	3,958,000	0
退職給付費用	1,657,000	4,875,000	△ 3,218,000
被服費	1,423,000	1,424,000	△ 1,000
旅費	347,000	312,000	35,000
通信運搬費	1,456,000	1,459,000	△ 3,000
減価償却費	11,090,000	7,815,000	3,275,000
消耗品費	100,000	200,000	△ 100,000
消耗品費	3,910,000	3,910,000	0
材料費	60,000	60,000	0
印刷費	980,000	1,230,000	△ 250,000
製本費	560,000	500,000	60,000
燃料費	1,623,000	1,623,000	0
賃借料	11,171,000	9,690,000	1,481,000
共益料	2,143,000	2,143,000	0
手数料	984,000	1,034,000	△ 50,000
保険料	1,400,000	1,220,000	180,000
研修費	309,000	344,000	△ 35,000
業務委託料	61,710,000	60,070,000	1,640,000
公租公課費	11,795,000	11,605,000	190,000
雑費	355,000	335,000	20,000
② 管理費	( 15,731,000 )	( 16,208,000 )	( △ 477,000 )
給料	4,185,000	4,163,000	22,000
役員報酬	2,525,000	2,525,000	0
福利厚生費	702,000	677,000	25,000
退職金掛金	102,000	102,000	0
退職給付費用	43,000	125,000	△ 82,000
被服費	17,000	16,000	1,000
旅費	233,000	268,000	△ 35,000
通信運搬費	114,000	111,000	3,000
減価償却費	150,000	155,000	△ 5,000
消耗品費	30,000	30,000	0
消耗品費	200,000	200,000	0
印刷費	100,000	350,000	△ 250,000
製本費	150,000	150,000	0

科 目			27年度予算額	26年度予算額	差 異
燃 料 費			57,000	57,000	0
賃 借 料			1,879,000	1,880,000	△ 1,000
共 益 費			107,000	107,000	0
手 数 料			186,000	186,000	0
研 修 費			341,000	306,000	35,000
負 担 金			120,000	120,000	0
会 議 費			790,000	790,000	0
交 際 費			200,000	200,000	0
業 務 委 託 料			1,310,000	1,300,000	10,000
公 租 公 課 費			1,695,000	1,665,000	30,000
雑 費			495,000	725,000	△ 230,000
経常費用計			284,230,000	280,090,000	4,140,000
当期経常増減額			△ 4,130,000	△ 4,430,000	300,000
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
退職給付引当保険収入			4,600,000	5,070,000	△ 470,000
経常外収益計			4,600,000	5,070,000	△ 470,000
(2) 経常外費用					
経常外費用計			0	0	0
当期経常外増減額			4,600,000	5,070,000	△ 470,000
税引前一般正味財産増減額			470,000	640,000	△ 170,000
法人税、住民税及び事業税			300,000	300,000	0
当期一般正味財産増減額			170,000	340,000	△ 170,000
一般正味財産期首残高			81,940,000	86,000,000	△ 4,060,000
一般正味財産期末残高			82,110,000	86,340,000	△ 4,230,000
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額			0	0	0
指定正味財産期首残高			50,000,000	50,000,000	0
指定正味財産期末残高			50,000,000	50,000,000	0
III 正味財産期末残高			132,110,000	136,340,000	△ 4,230,000

(注) 借入金限度額 5,000千円